

## 55. 01

## 音商標の願書への記載及び物件について

## 1. 音商標として認められるか否かについて

音商標について商標登録を受けようとする場合、願書の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）には、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて、音符、休符、音部記号、テンポ、拍子記号、歌詞その他の音商標を構成するために必要な事項を記載しなければならない（商施規第4条の5、商施規様式2備考7ソ）。商標記載欄に①「音」を構成するための十分な記載がなされていない場合又は②「音」を構成するための要素以外の記載がある場合は、音商標として認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない（商標審査便覧55.02の1.及び55.03の1.参照）。

## 2. 音商標の特定について

音商標は、聴覚で認識される商標であるため、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせによる記載のみでは、厳密に表すことができない音色や音の抑揚などの要素もある。そこで、音商標を出願するにあたっては、商標記載欄に「音」を構成するために必要な事項を記載するとともに、音商標を特定するために、経済産業省令で定める物件（以下「音声ファイル」という。）を願書に添付しなければならない。また、音商標を特定するために必要がある場合に限り商標の詳細な説明（以下「詳細な説明」という。）を願書に記載することができる（商第5条第5項）。

そして、音声ファイル及び詳細な説明が、音商標を特定するものでない場合、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。音声ファイル及び詳細な説明が、音商標を特定するものであるか否かについては、商標記載欄へ記載した音商標の構成及び態様と、音声ファイル及び詳細な説明の構成及び態様が一致するか否かを判断するものとし、両者の構成及び態様が一致している場合に、音商標が特定されたものとしている<sup>1</sup>。

また、商標審査基準第4 第5条 4. では、願書に記載された商標と音声ファイル又は詳細な説明が一致しない場合においても、音商標の構成及び態様の範囲に、音声ファイル又は詳細な説明が含まれているときには、音商標が特定されたものとする、と規定しているが、これは例えば、願書に記載された商標に演奏楽器に関する記載がなく、音声ファイルには特定の音色が収録されている場合が該当する。この場合、商標記載欄には演奏楽器に関する記載がないため、あ

<sup>1</sup> 「商標審査基準第4 第5条 4.」参照

あらゆる演奏楽器の音色があり得ることとなるが、音声ファイルには特定の演奏楽器の音色が収録されているため、願書に記載された商標の音色と音声ファイルの音色とは一致しない。しかしながら、願書に記載された商標の音色（あらゆる演奏楽器の音色）の範囲には、音声ファイルの音色（特定の演奏楽器の音色）が含まれているため、当該音声ファイルにより、商標登録を受けようとする商標が特定されたものと判断することとなる（商標審査基準第4 第5条 4. (4)）。一方、音声ファイルには、音商標を特定するためには、商標記載欄に記載された「音」が全て含まれている必要があるため、例えば、願書に記載された商標には五線譜で複数の音符が記載されている場合に、音声ファイルにはそのうちの一部の音符の音のみが収録されているときや、願書に記載された商標には総譜で複数の演奏パートの音が記載されている場合に、音声ファイルにはそのうちの一部の演奏パートの音のみが収録されているときは、そのような音声ファイルにより、商標登録を受けようとする商標が特定されたものということとはできない。

音声ファイル及び詳細な説明は、商標記載欄への記載では厳密に表すことができない要素や、商標記載欄への記載が任意となっている事項を特定するために、その記載及び提出を求めているものであって、上記のように、商標記載欄に記載された「音」の一部を特定すれば商第5条第5項の要件を満たすものではない。

（例1） 音声ファイルが音商標を特定するものと認められる場合



音声ファイル：上記五線譜の記載どおりに演奏したピアノの音が収録されている場合。

なお、例えば、願書に記載された商標に、演奏楽器としてピアノ及びギターが記載されており、音声ファイルには、ピアノの音色のみが収録されている場合は、願書に記載された商標における演奏楽器と、音声ファイルにおける演奏楽器が一致しないため、当該音声ファイルによっては、商標登録を受けようとする商標が特定されていないものとする。

(例2) 音声ファイルが音商標を特定するものと認められない場合



音声ファイル：上記五線譜中、1音目の「レ」の音を演奏したピアノの音のみが収録されている場合。

### 3. 音声ファイルの補正について

音声ファイルが音商標を特定するものと認められない場合であっても、音声ファイルを補正することにより、商標記載欄へ記載した音商標の構成及び態様と音声ファイルの構成及び態様を一致させたときは、当該補正後の音声ファイルにより音商標が特定されるため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たすこととなる。

### 4. 国際商標登録出願における音商標の取扱い

(1) 国際商標登録出願における音商標は、指定通報に以下のように表される。

- ① 音商標を特定するために必要な事項を文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて記載したもの（必要がある場合に、五線譜に加えて一線譜を記載したもの）
- ② 音声ファイル（例：MP3形式）

(2) 国際商標登録出願に係る商標が音声ファイルで表されているときは、音声ファイルが我が国における音商標を構成するものとは認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない（商標審査基準第1 二. 第3条第1項柱書 10. (1)、商施規第4条の5）。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)